

# 羽生市交通事故防止特別対策推進計画

## 1 趣旨

本市では、これまで交通事故防止対策として、道路や交通安全施設等の交通環境整備を進めるとともに、市民の交通安全意識の高揚を図るためのキャンペーンや広報活動、交通安全教育活動、街頭啓発活動などの事業を、羽生警察署や交通安全関係団体等と一体となって推進してまいりました。

しかしながら、今年の4月から6月の3か月間の交通事故死者数が3人となったことから、埼玉県知事から令和2年6月30日付けで「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。

このため、本市では、市長を本部長とする羽生市交通事故防止特別対策本部を設置して本推進計画を策定し、より広範囲で充実した交通事故防止対策を実施するものです。

## 2 交通事故防止特別対策地域の指定期間

令和2年7月1日（水）～ 令和2年9月30日（水）

## 3 目標値

指定期間中及び指定後3か月の死亡事故件数の目標値は、次のとおりとします。

指 定 期 間 中	指 定 後 3 か 月
0 件	0 件

## 4 交通事故防止特別対策の推進

本市では、羽生市交通事故防止特別対策本部を設置し、交通死亡事故撲滅を目的として、「羽生市交通事故防止特別対策大綱」に基づき、次のとおり重点対策を実施します。

対策の実施にあたっては、広く市民に交通事故防止を呼びかけるとともに、埼玉県、羽生警察署や交通安全関係団体等と連携し、指定期間内に集中的に行うものとしします。

## 5 重点対策

### (1) 高齢者の交通事故防止

- ① 横断歩道における歩行者優先の徹底
- ② 道路横断時に安全確認をさせる対策の推進
- ③ 夕暮れ時や夜間における反射材着用の推進
- ④ 自転車の安全利用とヘルメット着用の推進
- ⑤ 早めのライト点灯とハイビームの活用

**【実施事項】**

- ア 市ホームページによる交通ルール遵守の啓発
- イ 市ホームページによる反射材着用の啓発
- ウ 市ホームページによるヘルメット着用の啓発
- エ 羽生警察署・交通安全関係団体等と連携した街頭啓発キャンペーンの実施
- オ 街頭啓発活動実施時における反射材の配布
- カ 市内小学校区での交通指導員等による立哨指導の実施

(2) 自動車の交通事故防止

- ① 幹線道路の走行速度抑制を図る活動の推進
- ② 交通事故多発交差点における立哨活動など通過車両対策の強化
- ③ 事故危険箇所と多発路線の安全対策の推進
- ④ 飲酒運転の根絶対策の推進

**【実施事項】**

- ア 市ホームページでの交通ルール遵守の啓発
- イ 羽生警察署・交通安全関係団体等と連携した街頭啓発キャンペーン
- ウ 警察車両、交通安全指導車による広報・警戒活動の実施
- エ 交通指導員、教員及び保護者による立哨活動の実施
- オ 速度抑制対策箇所の点検・整備
- カ 道路危険箇所の点検・対策の実施
- キ 路面標示の点検整備
- ク 道路反射鏡・道路照明等の点検整備

(3) 市民に対する交通事故発生情報の積極的な提供

**【実施事項】**

- ア 市民向け、回覧による事故発生状況の周知及び交通事故防止の啓発
- イ 市ホームページでの事故発生状況の周知及び交通事故防止の啓発

(4) その他、市民に対する交通安全意識の向上に向けた啓発

- ア 広報Hanyuへの交通事故防止啓発記事の掲載
- イ 市公用車へのマグネットの掲出による啓発
- ウ 広報車による広報活動の実施
- エ あい・あいバス(羽生市福祉バス)車内へのチラシの掲出
- オ あい・あいバス(羽生市福祉バス)へのマグネット広告の掲出
- カ テレビ広報(市役所ロビー、市体育館に設置)での動画放映による啓発